

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 市民と議会との関係（第4条・第5条）

第4章 議会と市長等との関係（第6条―第9条）

第5章 議員相互の自由討議等（第10条・第11条）

第6章 政治倫理（第12条）

第7章 議員定数等（第13条・第14条）

第8章 会派活動等（第15条・第16条）

第9章 議会機能の充実（第17条―第19条）

第10章 条例の見直し（第20条）

附則

掛川市は、全国に先駆けて、昭和54年に生涯学習都市宣言を行い、さらに合併に伴い、平成19年に再宣言し、市民、議会、行政が一体となって生涯学習まちづくりを進めてきました。

生涯学習都市宣言の理念は、掛川市民は一生涯学びつづけ、後代への責任を果たすために環境を守り、行財政を計画的に運営し、みんなで風格ある人間、愛情ある家庭、村格ある地域、都市格ある掛川市を目指し、海と山と街道と報徳の掛川学をじっくり展開し、ゆったりした豊かな生涯学習社会を構築していくことです。

この理念に従い市は、常に福祉、教育、環境、市民活動などの向上を目指し、誰もが住みたくなるまちづくりを推進しています。

掛川市は、市民が安全・安心で幸せに暮らせることを願い運営されています。議会の役割と責務に基づく市の意思決定機関である議会は、市民の多様な意見を代表して議論し、政策をつくり、市長によるまちづくりを監視及び評価し、公正・公平・透明性の確保に努め、開かれた議会運営を行います。

地方のことは地方で決めるというこれからの地方主権の時代を見据えるときに、議会と議員の役割はますます重要性を増しています。

そのため、掛川市議会は、議会が市民にとってもっと身近に、わかりやすく、参加しやすくなるよう、一問一答制を導入するとともに、みずから必要な議員定数のあり方を検討するなど、不断の改革に取り組んできました。

よって掛川市議会は、改革への取り組みをより確かなものとするため、憲法と地方自治法のもとの二代表制による自治を推進し、議会の最高規範として「掛川市議会基本条例」を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、掛川市議会（以下「議会」という。）及び掛川市議会議員（以下「議員」という。）の活動の原則、市民及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係等を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民の福祉の向上及び市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### 【解説】

この条例の目的を定めたものです。

この条例では、議会及び議員の活動原則、市民及び市長等との関係等を明確化することにより、議会及び議員の果たすべき役割をしっかりと行うことで「市民の福祉の向上」と「市の持続的で豊かなまちづくり」の実現に寄与することを明文化しています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 市民にとって分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会における申合せ事項は、改革の視点に立ち、不断の見直しに努めること。
- (5) 市民の議会傍聴に対する関心が高まる議会運営を行うこと。

### 【解説】

議会が活動するに当たっての5つの原則を定めています。

議会は、市民の代表機関として、市民に開かれた分かりやすい議会運営を行います。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であり、合議機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んずること。
- (2) 市政について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高め、不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

### 【解説】

議員が活動するに当たっての3つの原則を定めています。

選挙によって選ばれた市民の代表である議員は、その負託に応えるため、議員間の自由な討議を尊重し、市民の意見を把握し、自己の能力を高める努力を続け、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければなりません。

### 第3章 市民と議会との関係

#### (市民との関係)

第4条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、原則として、すべての会議を公開する。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

#### 【解説】

本条では、「市民に開かれた議会」「市民参加の機会の拡充」の実現のために必要な方途について定めています。

第2項では、地方自治法で規定されている秘密会を除くすべての会議を原則公開とすることを定めています。

第3項では、地方自治法で規定されている学識経験者等による専門的調査、公聴会制度、参考人制度等を活用して専門的・政策的な識見を議員は討議に反映させるよう努めることを定めています。

#### (議会報告会)

第5条 議会は、議会報告会を開催し、議会活動について市民に対する説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 【解説】

議会活動や市政に関する情報を市民と共有するため議員自らが出向き、議会と市民との直接の意見交換の場として議会報告会を開催することについて定めています。

議会報告会は、議員個人や会派としての見解を述べるのではなく、議会として審議・審査の内容や経過を説明し、市民の皆さんから意見を伺い、議会活動に反映させることを目的として行います。

### 第4章 議会と市長等との関係

#### (市長等との関係)

第6条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の保持に努める

ものとする。

2 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるものとする。

(1) 本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができること。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員からの質問に対して反問することができること。

3 議会は、閉会中、議長を経由して市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等は、文書により回答するものとする。

#### 【解説】

議会と市長等の執行機関との関係について定めています。

議会と市長は、それぞれの役割の違いを踏まえた上で、緊張感のある関係の下で市政運営を行うことが必要です。

第2項では、本会議の一般質問の際には論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができることを定めています。また、本会議や、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会では、質問した議員に対して市長等が反問できることを定めています。反問には、市長等が議論を明確にするために質問の趣旨を確認することと、議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求めることも含みます。

第3項では、議会の閉会中に議会から市長等に対して文書により質問ができることを定めています。質問を受けた市長等は、文書により回答を行います。

#### (政策提案の説明要求)

第7条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等の審議の際、市長に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

(1) 政策等の背景、目的及び効果

(2) 総合計画等における根拠又は位置付け

(3) 関係ある法令、条例等

(4) 政策等の実施に係る財源措置

#### 【解説】

議会では、市長から提案される重要な政策等について、十分な情報に基づいて審議をすることが必要です。そのため政策等の背景・目的・効果、総合計画等における根拠や位置付け、法令や条例との関係、実施に当たっての財源といった事項については、市長に説明を求めることができることを定めています。

#### (事務執行の監視)

第8条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

#### 【解説】

議会が、市長等の執行機関が公正かつ効率的に執行されているかを監視し、評価するこ

とを定めたものです。議会の役割の1つである監視義務を明文化したものです。

### **(政策立案等)**

第9条 議会は、政策立案機能の強化に努めるとともに、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとする。

#### **【解説】**

議会は、市長から提案された議案を審議、議決し、その経過・結果を監視するのみではなく、条例の制定や、市長から提出された議案の修正、決議等を通じて政策立案、政策提言を積極的に行っていくことについて定めています。

## **第5章 議員相互の自由討議等**

### **(自由討議等)**

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互の自由討議に努めるとともに、議論を尽くさなければならない。

2 議長、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させるよう合意形成に努めるものとする。

#### **【解説】**

これまで、議会の会議においては、必ずしも議員間の議論が活発であったとは言えず、市長等に対する質疑が中心でした。今後は、議員間の議論を活発化させていく姿勢に加え、議長や委員長等は、議論の成果を市政に反映させるための合意形成を得られるような会議運営に努めることについて定めています。

### **(政策討論会)**

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に関し、議会としての共通認識の醸成を図るとともに、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。

2 政策討論会に関して必要な事項は、別に定める。

#### **【解説】**

本条では、「議員相互の自由討議」の具体的な実践の場として政策討論会を開催することを定めています。議会からの積極的な政策提案につながるよう、議員全員による討論を行います。

## **第6章 政治倫理**

### **(政治倫理)**

第12条 議員は、市民の代表として政治倫理の向上に努めるとともに、良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

2 議員は、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むとともに、その職務に関し疑惑を招くおそれのある行為をしてはならない。

#### 【解説】

議員は、市民の代表であり、議会の構成員として、市政の発展や市民の福祉の向上に携わっています。そのため、議員は、高い倫理観に基づき、誠実かつ公正に職務を行うこと、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを定めています。

### 第7章 議員定数等

#### （議員定数）

第13条 議員の定数は、市政の現状及び課題、将来の予測等を考慮するとともに、市民の意見を踏まえて定めるものとする。

#### 【解説】

議員定数を改定する際には、市が抱える課題や将来予測等を考慮し、市民の意見を聴取した上で定めるものとしています。

#### （議員報酬）

第14条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本として定めるものとする。

2 議会は、委員会又は議員による提案に基づき議員報酬の改定をするに当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

#### 【解説】

議員の報酬は、地方自治法の規定で条例で定めることとされています。議員の活動は、本会議や委員会等の議会の会議への出席のほか、市や関係団体が設置する様々な会議への出席、地域活動団体・市民活動団体などの活動への参加等多岐にわたっています。議員報酬の改定に当たっては、こうしたことを基本に考えて検討を行い定めることを規定しています。

第2項では、議員報酬の見直しを委員会又は議員が提案する場合には、市民の意見を聴取して、それを反映するよう努めることを定めています。

### 第8章 会派活動等

#### （会派）

第15条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成することを原則とする。

3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に際して、相互に調整を図り合意形成に努めるものとする。

### 【解説】

議会内で同じような考え方、意見を持っている議員同士で会派を結成することが出来ます。会派は、政策立案及び提言のために必要な調査研究を行うとともに、政策決定等に際しては、会派間で調整を図り、議会活動の円滑な運営に努めることについて定めています。

### （政務活動費）

第16条 会派は、政策立案及び政策提言に資するため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 政務活動費の使途については、常に透明性を確保しなければならない。

### 【解説】

政務活動費は、議員の調査研究に役立てるため、地方公共団体が会派や議員に対し交付できることが地方自治法に定められており、本市においても条例に基づき会派に対して交付されています。

第1項では、会派が政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うことを定めています。

第2項では、活用に当たっては、使途基準に従って適正に執行すること、使途の透明性を確保することについて定めています。

## 第9章 議会機能の充実

### （議員研修の充実強化）

第17条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に関する能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

2 議会は、学識経験を有する者、市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の先進事例等を調査研究するよう努めるものとする。

### 【解説】

議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議会が主体的に研修を充実させることを定めたものです。議会の構成員である議員の能力の向上が、議会の充実につながります。そのため、議員にとって必要な研修の充実を定めています。

第2項では、専門的な知識を持った学識経験者や市民との研修会を積極的に行うことを定めています。

第3項では、他市の先進事例等を積極的に調査研究に努めることを定めています。

### （議会図書室）

第18条 議会は、議会図書室を適正に管理及び運営し、その機能の強化に努めるとともに、一般の利用に供するものとする。

### 【解説】

議会図書室は、地方自治法において議員の調査研究のために設置することが定められています。議員の政策立案及び政策提言のために、書籍、資料等をより一層充実させる必要があります。また、議会図書室は、誰もが利用できるものとするこゝで、市民と議員との交流の場所としての活用も考えられます。

### （議会事務局）

第19条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

### 【解説】

議会事務局は、議会に関する事務を執行し、議会がその機能を発揮し効率的な議会運営が行えるよう、議会の活動を補佐するための組織です。議会の政策形成能力の向上が求められる中、議会の構成員である議員の政策立案及び提言に関する活動を十分に補佐できるよう、議会事務局の組織体制の充実を図ることを定めたものです。

## 第10章 条例の見直し

### （条例の見直し）

第20条 議会は、この条例の施行後、この条例の目的の達成状況について不断の検証及び検討を重ね、必要があると認めるときは、条例の改正を含めた所要の措置を講ずるものとする。

### 【解説】

この条例の検証について規定しています。条例の目的が達成されているかの検証を不断に実施して、検証の結果を受けて必要な措置を講ずることを規定しています。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。